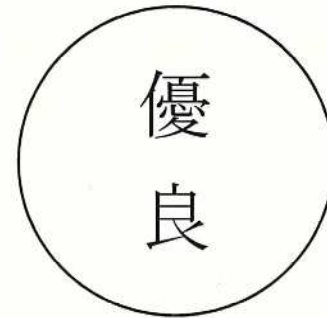


許可番号 11620000261

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社須田工業
代表取締役 須田哲子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

高崎市長 富岡 賢治



公開を目的とした
許可証(写)です。

許可の年月日 令和 4年 5月 23日
許可の有効期限 令和 11年 5月 22日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破碎(移動式))

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理(破碎(移動式)) ①ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類(以上2種類)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設(破碎(移動式))の設置場所

高崎市内一円(産業廃棄物の発生現場内に限る。)

(駐機場所:群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道332番1の一部)

イ 中間処理施設の設置年月日

平成 24年 2月 3日

中間処理施設の許可年月日及び許可番号

平成 24年 1月 25日 高崎市第059-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎(移動式)

産業廃棄物の種類及び能力

ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず [408t/日]

がれき類 [736t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

移動式のためなし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成 24年 5月 23日 新規許可

平成 29年 5月 23日 更新許可

令和 4年 5月 23日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無